

# 令和6年度 建築物石綿含有建材調査者講習

## 「一般建築物石綿含有建材調査者」ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関(登録 山形-1)  
登録有効期間 2026年9月1日  
建設業労働災害防止協会山形県支部  
登録番号: T5 0104 0500 1851

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(令和2年7月改正 石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

「一般建築物石綿含有建材調査者」は全ての建築物の全ての材料を対象とした講習です。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

### 1 講習開催日

| 日 程  | 講習会場  |
|--|---|
| 令和 6年 4月 11日(木) 9:00~16:10<br>4月 12日(金) 9:00~17:30 | 「建設業技能安全センター」<br>寒河江市大字白岩字久保川原1660<br>TEL: 0237-83-2211 |

### 2 受講資格(下記の何れかに該当する方)

#### 【全科目受講者 学科:11時間】

- (1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- (6) 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- (7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了(平成18年3月31日以前)した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- (8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (9) 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- (11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
- (12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

(注1) 受講資格区分(2)(3)(4)(5)に該当する人は申込書に記入し、卒業証書(写)等を必ず添付すること。

(注2) 受講資格区分(2)~(11)にある経験年数を記載します。

(注3) (7)に該当する人は修了証(写)を必ず添付。

**【講習一部免除 学科: 10時間】**

(注1) 受講資格区分(1)は経験年数記入なし。石綿作業主任者技能講習修了証(写)を必ず添付。

| 免除科目                        | 免除日程   |
|-----------------------------|--|
| ○建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1【1時間】 | <b>講習1日目 10:10~16:10 【集合時間 9:50 時間厳守】</b><br>※2日目は全科目受講(免除科目以外の学科試験) |

**3 受講料**(受講料・教材費には、消費税含む。)

| 区分       | 一般                        | 建災防会員<br>(会員には教材費補助)  |
|----------|---------------------------|-----------------------|
| ◎全科目受講者  | 受講料 36,000円<br>教材費 4,664円 | 受講料 36,000円<br>教材費 0円 |
|          | 合計 40,664円                | 合計 36,000円            |
| ◎一部免除受講者 | 受講料 31,000円<br>教材費 4,664円 | 受講料 31,000円<br>教材費 0円 |
|          | 合計 35,664円                | 合計 31,000円            |

**4 受講申込方法、手続き**

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 受講資格を証明する書面(検定証等)の写しを、申込書の裏面に必ず貼付すること。
- ③ 全科目受講者と一部免除受講者とは、受講料と講習時間に差がありますので、ご注意ください。

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送(提出)して下さい。

(注2) 定員(70名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 申込書受理後、「請求書」を送付いたします。
- ② 請求金額を指定口座に期日までに納入して下さい。(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ③ 振込手数料はご負担願います。
- ④ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。  
※「領収書」の必要な方は事前にご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505

寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形

TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

**5 修了証明書** 所定の科目を受講し、修了考査で合格した者に講習終了後、**即日交付**となります。

**6 その他**

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。  
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または  
建設業技能安全センター

検索

